

# ERI おこしやす京都支店

2017.6 Vol.20



## 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (建築物省エネ法)について

■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が、平成29年4月1日に施行されました。

省エネ適判の対象建築物(対象面積2000㎡以上の非住宅建築物)は省エネ基準への適合が義務となり、確認済証を発行する際には、省エネ適判の適合判定通知書の添付が必須となりました。  
(建築物省エネ法、第12条)

建築物省エネ法の検査については、建築基準法の完了検査と同時に行います。

また、工事中の変更について、建築基準法と建築物省エネ法の両方に係る変更の場合は別々に変更手続きが必要となります。

省エネ適判の申請/変更等の相談についても随時行っていますので、ご利用下さい。

■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、確認申請書の書式が更新されていますので、最新版の書式にて申請及び該当箇所にチェックをお願いします。

・確認申請書(建築物) 計画変更確認申請書(建築物) 第二面 8欄の追加。

### 【8.建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- 提出済み( )
- 未提出 ( )
- 提出不要( )

